

住宅改修に伴う 固定資産税減額措置

担当 固定資産税課
☎046(255)8047
☎046(255)3550

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、熱損失防止(省エネ)改修の各工事を行うと、その家屋についての固定資産税が減額される場合があります。

長期優良住宅に対する固定資産税(家屋)の減額措置

担当 固定資産税課
☎046(255)8047
☎046(255)3550

長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

【住宅の種類】
平成21年6月4日(令和4年3月31日)までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして県の認定を受けて新築された住宅

※住宅部分と住宅以外の部分がある場合(併用住宅など)は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である必要があります。

【床面積】
▽専用住宅Ⅱ50平方メートル以上(一戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル以上) 280平方メートル以下▽併用住宅Ⅱ居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

○要件
○減額される範囲と税額
▽居住部分が120平方メートル以下の場合Ⅱ固定資産税(家屋)の2分の1▽居住部分が120平方メートルを超え280平方メートル以下の場合Ⅱ120平方メートル相当分の固定資産税(家屋)の2分の1

市民の皆さんからの パブリックコメント情報

◆「ごま男女共同参画推進指針(素案)」

市では、令和2年度で「第2次ごま男女共同参画プラン」の計画期間が満了するに当たり、令和3・4年度の「ごま男女共同参画推進指針(素案)」を作成します。

※120平方メートルを超える部分は減額されません。

○減額される期間
▽一般の住宅Ⅱ新築後5年度分
▽3階建て以上の中高層耐火・準耐火建物Ⅱ新築後7年度分

○申請方法
新築した年の翌年の1月31日までに、県から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書(写し)を添えて市役所2階固定資産税課で配布する申告書(市ホームページからダウンロード可)を直接担当へ

※長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用されません。

○募集期間 令和3年1月8日(金)まで

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

○意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所福祉長寿課まで直接担当へ(市ホームページから電子申請可)

共通事項

○意見を出していただける方
市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、各公募事業に利害関係を有する方

○閲覧場所
上記各担当課窓口および市役所1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(市ホームページで閲覧可)

○意見提出の注意事項
市内に勤務する事業所名と所在地、市内に在学者は学校名と所在地、法人などは名称・代表者名と所在地を加えてご記入ください。